

第1章 計画の策定にあたって

1 第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

(1) 趣旨

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法や国の基本方針に基づき、「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第4期計画」と言います。）」を策定し、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援などの総合的な取り組みを実施してまいりました。

このたび、第4期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、令和5年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第5期計画」と言います。）」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

(3) 対象期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦、寡夫

※（参考）語句の定義

母子家庭：配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭
父子家庭：配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭
寡婦：子どもが20歳に到達した母子家庭の母
寡夫：子どもが20歳に到達した父子家庭の父
ひとり親家庭：母子家庭、父子家庭
ひとり親家庭等：母子家庭、父子家庭、寡婦、寡夫

(5) 計画策定に使用する数値

この計画は、令和5年7～9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値は、特に断りがない限り、この調査結果の数値となります。

令和5年度名古屋市ひとり親家庭等実態調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯、両親のいない子のいる世帯、寡婦世帯、寡夫世帯）の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

郵送で配布し、郵送またはオンライン調査の併用により回収した。

(3) 調査期間

令和5年7月31日から8月18日（当初）

※回収率の低迷により、調査の回答期限について9月30日まで延長。

※前回調査の調査期間は平成30年7月17日から7月31日。

(4) 対象者及び回収結果

令和2年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した2,000地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から両親のいる子の世帯など、調査対象世帯に該当しない世帯を除いた調査対象世帯に該当する可能性がある世帯について、母子世帯及び寡婦世帯については各1世帯、寡夫世帯については連続する2調査地区から各1世帯（いずれも該当世帯が存在しない場合は他地区より1世帯）、父子世帯及び両親のいない子のいる世帯については全世帯を対象とした。

【大人調査票】

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯	2,000 世帯	575 世帯	28.8%
父子世帯	517 世帯	118 世帯	22.8%
両親のいない子のいる世帯	16 世帯	6 世帯	37.5%
寡婦世帯	2,000 世帯	769 世帯	38.5%
寡夫世帯	1,000 世帯	250 世帯	25.0%
合 計	5,533 世帯	1,718 世帯	31.1%

【子ども調査票】

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯、父子世帯、両親のいない子のいる世帯に含まれる10歳以上18歳未満の児童（複数名存在する場合は、最年長の児童を調査対象とする。）	1,346 世帯	292 世帯	21.7%

2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

(1) 国の状況

国は、平成 14 年 3 月に母子家庭等自立支援対策大綱を策定し、それまでの母子寡婦対策を根本的に見直し、児童扶養手当など経済的支援中心の施策から、就業・自立に向けた総合的な支援策を展開することとしました。

これを受けて、平成 14 年 11 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また国は、平成 15 年 4 月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。平成 20 年度には、この基本方針の対象期間が終了したため、従前の施策を引き継ぎつつ養育費確保に向けた取り組みの推進や就業支援のより一層の強化を加え、新たな基本方針として公表しました。

平成 25 年 3 月には、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。この法律の施行を受けて、平成 25 年度には、基本方針の対象期間を平成 24 年度までの 5 年間から平成 26 年度までの 7 年間に延長し、父子家庭への就業支援の重要性を追加しました。

平成 26 年 1 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、特にひとり親家庭の貧困率の高さが指摘される中で、子どもの貧困対策としても、ひとり親家庭への支援施策の強化が求められました。

平成 26 年 10 月には、「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、福祉資金貸付等支援施策の対象を父子家庭にも拡大するなど父子家庭への拡大が盛り込まれました。

平成 27 年 4 月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成 25 年 8 月）に示された課題、平成 26 年度の関係法令（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法）改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワ

ンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施)、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び親子交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項が追加され、平成27年度から平成31年度の5年間を対象期間とされました。

令和2年4月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、基本目標の中に、相談関係職員の人材の確保と専門性の向上、教育の支援が追加され、都道府県及び市町村が講ずべき具体的な措置として、相談支援体制の整備、親子交流に関する取り決めの促進、広報啓発が盛り込まれ、令和2年度から令和6年度の5年間を対象期間とされました。

令和5年12月には、こども未来戦略が示され、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化することが示されました。

令和6年9月には、こども大綱の記述を踏まえて、こどもの貧困解消に向けた対策推進法が施行され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へ法律の題名が変更されました。また、こども貧困大綱において定める貧困の指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」が追加されました。

(2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、平成17年度から21年度までの5年間を対象期間とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第1期計画」と言います。）」を策定し、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

第1期計画に基づき、就業支援として、職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月には、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設しました。また、経済的支援として、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

平成22年3月には、平成22年度から26年度までの5年間を対象期間とした「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第2期計画」と言います。）」を策定し、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援施策に取り組みました。

第2期計画期間中の取り組みとしては、平成23年度から、養育費相談事業において、新たに司法書士による養育費取得に向けた書類作成や同行支援を開始したほか、平成26年度からは、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習サポート事業をモデル事業として4区で開始するとともに、父子福祉資金の貸付を開始しました。

平成27年3月には、平成27年度から31年度までの5年間を対象期間とした第3期計画を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取り組みを実施しました。

第3期計画期間中の取り組みとしては、ひとり親家庭等への総合的な支援体制を強化するため、区役所に母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問など積極的な支援を行うひとり親家庭応援専門員を配置しました。また、子どもへの支援として中学生の学習支援事業を健康福祉局と一体的に実施し、実施か所数を150か所に拡充したほか、文化・スポーツ交流事業、市有施設優待利用事業を開始しました。

平成31年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間とした第4期計画を策定し、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援など総合的な取り組みを実施しました。

第4期計画期間中の取り組みとしては、離婚前の方への支援として、子どものための支援であることを念頭に置いた上で、新たに養育費や親子交流の啓発のためのセミナーの開催及びリーフレットの作成・配布、養育費の取り決めや債務名義の取得を目的とした養育費に関する公正証書等作成補助事業や養育費保証料補助事業を実施しました。

また、ジョイナスナゴヤにおける就業支援の対象を父子家庭へ拡充した他、男女平等促進の観点から、寡婦と同等の制度の適用を目的とした寡夫福祉資金貸付金を開始しました。

さらに、子どもの学習や進学に関する新たな支援として、子どもの進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭等への大学受験料等補助を新たに開始しました。

このたび、第4期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、令和5年度ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第5期計画」を策定するものです。

第1期計画からの策定の経緯

年月	内容
平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱策定 ⇒児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒都道府県等の自立促進計画策定について規定
平成15年4月	国の基本方針 (平成15年度～平成19年度) ⇒母子家庭施策の総合的な展開
平成17年3月	第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成17年度～平成21年度)
平成20年4月	国の基本方針 (平成20年度～平成24年度) ⇒就業支援策及び養育費確保策(相談機能)の強化
平成22年3月	第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成22年度～平成26年度)
平成25年3月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行 国の基本方針 対象期間の延長 (平成20年度～平成26年度) ⇒父子家庭への就業支援の重要性を追加
平成26年1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
10月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称
平成27年3月	第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成27年度～平成31年度)
平成27年4月	国の基本方針 (平成27年度～平成31年度) ⇒相談支援体制の整備、学習支援の推進、養育費の確保及び親子交流の取り決めの促進、広報啓発の実施等の事項を追加

年月	内容
令和 2年 3月	第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (令和2年度～令和6年度)
4月	国の基本方針 (令和2年度～令和6年度)
令和 5年 12月	こども未来戦略 ⇒こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化
令和 6年 9月	こどもの貧困解消に向けた対策推進法施行 ⇒「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へ変更

策定に向けたニーズ把握の状況

1 ひとり親家庭等 現状・ニーズの把握

令和5年7月～9月

令和5年度ひとり親世帯等実態調査 実施

2 行政内部での検討・意見聴取

令和6年5月～8月

ひとり親家庭等自立支援計画にかかる庁内検討会議

令和6年6月～7月

区役所・支所からの意見聴取（民生子ども課・区民福祉課）

3 関係機関等からの意見聴取

令和6年6月～7月

母子・父子福祉団体（社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会）

労働行政関係機関（あいちマザーズハローワーク）

母子生活支援施設

その他（ジョイナスナゴヤ、仕事・暮らし自立サポートセンター、中学生の学習支援事業者、子どもの居場所づくり事業者等）

4 有識者等からの意見聴取

令和6年9月 名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

令和6年10月 なごや子ども・子育て支援協議会

5 一般市民からの意見聴取

令和6年12月 パブリックコメントの実施

3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移

1 母子世帯

事項	R5 実態調査 回答数：492	H30 実態調査 回答数：508
推計世帯数	24,820 世帯	25,986 世帯
出現率	2.15%	2.36%
ひとり親家庭になった理由	①離婚 74.8% ②未婚 13.2% ③死別 8.9%	①離婚 78.4% ②未婚 13.6% ③死別 5.6%
困っていること	①子どもの教育や将来 55.3% ②生活費 53.9% ③仕事 31.8% ※3 つまで選択可	①子どもの教育や将来 59.2% ②生活費 51.7% ③仕事 27.5% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 64.5% ②しつけ 28.4% ③育児 22.3% ※3 つまで選択可	①教育・進学 67.5% ②しつけ 30.9% ③育児 19.2% ※3 つまで選択可
就業率	88.8%	90.7%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 48.0% アルバイト・パート 38.7%	正規の職員・従業員 41.8% アルバイト・パート 41.8%
世帯の年間総収入	平均 317.9 万円 ①500～1,000 万未満 14.8% ②200～250 万未満 14.2% ③150～200 万未満 11.8% ④0～50 万未満 10.7% ⑤250～300 万未満 8.3%	平均 319.3 万円 ①0～50 万未満 14.6% ②500～1,000 万未満 13.4% ③200～250 万未満 11.6% ④250～300 万未満 10.7% ⑤150～200 万未満 9.5%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 71.8% ②取り決め無 28.2%	①取り決め有 66.4% ②取り決め無 33.6%
親子交流の取り決め状況	①取り決め有 59.4% ②取り決め無 40.6%	①取り決め有 54.6% ②取り決め無 45.4%
住居形態	①民営の賃貸住宅 30.1% ②持ち家 28.3% ③親族と同居 12.6% ③市営住宅 12.6%	①借家・アパート 36.7% ②持ち家 28.7% ③親族と同居 15.6%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 51.6% ②経済的支援の充実 48.9% ③子どもの学習 教育支援の充実 22.2%	①相談事業の充実 69.4% ②経済的支援の充実 31.0% ③子どもの学習 教育支援の充実 16.6%

2 父子世帯

事項	R5 実態調査 回答数：80	H30 実態調査 回答数：129
推計世帯数	2,424 世帯	2,973 世帯
出現率	0.21%	0.27%
ひとり親家庭になった理由	①離婚 65.8% ②死別 30.3%	①離婚 69.1% ②死別 23.6%
困っていること	①子どもの教育や将来 57.4% ②家事 30.9% ③仕事 27.9% ※3 つまで選択可	①子どもの教育や将来 48.1% ②生活費 33.3% ③家事 26.9% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 62.0% ②しつけ 27.8% ③就職 21.5% ※3 つまで選択可	①教育・進学 63.7% ②しつけ 29.8% ③就職 19.4% ※3 つまで選択可
就業率	97.5%	90.8%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 91.9% アルバイト・パート 4.8%	正規の職員・従業員 88.2% アルバイト・パート 3.9%
世帯の年間総収入	平均 659.6 万円 ①500～1,000 万未満 55.0% ②1,000 万以上 11.7% ③0～50 万未満 8.3% ③300～350 万未満 8.3% ⑤100～150 万未満 5.0% ⑤450～500 万未満 5.0%	平均 570.4 万円 ①500～1,000 万未満 38.3% ②450～500 万未満 12.3% ③0～50 万未満 9.9% ③1,000 万以上 9.9% ⑤250～300 万未満 8.6%
養育費の 取り決め状況	①取り決め有 59.6% ②取り決め無 40.4%	①取り決め有 53.2% ②取り決め無 46.8%
親子交流の 取り決め状況	①取り決め有 54.9% ②取り決め無 45.1%	①取り決め有 52.6% ②取り決め無 47.4%
住居形態	①持ち家 63.8% ②市営住宅 12.5% ③民営の賃貸住宅 11.3%	①持ち家 44.5% ②借家・アパート 21.1% ③市営住宅 10.2%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 41.8% ②経済的支援の充実 34.5% ③子どもの学習 教育支援の充実 21.8%	①相談事業の充実 73.1% ②経済的支援の充実 22.1% ③企業がひとり親家庭に対する理解を 深めるための啓発活動の充実 10.6%

3 寡婦世帯

事項	R5 実態調査 回答数：185	H30 実態調査 回答数：185
推計世帯数	29,785 世帯	25,325 世帯
出現率	2.58%	2.30%
ひとり親家庭に なった理由	①離 婚 62.9% ②死 別 29.1%	①離 婚 67.2% ②死 別 24.9%
困っていること	①自分の老後 50.3% ②生活費 26.1% ③自分の健康 24.2% ※3 つまで選択可	①自分の老後 50.0% ②生活費 34.7% ③自分の健康 29.3% ※3 つまで選択可
子どもについての 悩み	①就 職 23.5% ②結 婚 22.2% ③病 気 10.5% ③教育・進学 10.5% ※3 つまで選択可	①就 職 22.4% ②結 婚 20.4% ③病 気 11.2% ※3 つまで選択可
就業率	84.0%	85.2%
雇用されている者の 雇用形態	正規の職員・従業員 36.9% アルバイト・パート 39.2%	正規の職員・従業員 43.1% アルバイト・パート 39.2%
世帯の年間総収入	平均 454.1 万円 ①500～1,000 万未満 32.8% ②0～50 万未満 12.8% ③200～250 万未満 12.8% ④300～350 万未満 8.0% ⑤350～400 万未満 7.2%	平均 417.9 万円 ①500～1,000 万未満 24.5% ②100～150 万未満 11.3% ③200～250 万未満 9.4% ④250～300 万未満 7.5% ⑤300～350 万未満 7.5%
住居形態	①持ち家 45.7% ②民営の賃貸住宅 28.3% ③親族と同居 7.6%	①持ち家 45.9% ②借家・アパート 34.3% ③親族と同居 5.0%
名古屋市の施策等 で期待すること	①相談事業の充実 50.9% ②経済的支援の充実 18.2% ③子どもの放課後 対策の充実 10.1%	①相談事業の充実 76.5% ②経済的支援の充実 16.7% ③就業支援の充実 9.8%

4 寡夫世帯（※令和5年度から調査対象としています。）

事項	R5 実態調査 回答数：20	H30 実態調査 回答数：-
推計世帯数	12,352 世帯	-
出現率	1.07%	-
ひとり親家庭に なった理由	①離婚 75.0% ②死別 25.0%	-
困っていること	①自分の健康 45.5% ①自分の老後 45.5% ③生活費 18.2% ③子どもの 教育や将来 18.2% ※3 つまで選択可	-
子どもについての 悩み	①就職 11.1% ①結婚 11.1% ①病気 11.1% ※3 つまで選択可	-
就業率	84.2%	-
雇用されている者の 雇用形態	正規の職員・従業員 53.8% アルバイト・パート 30.8%	-
世帯の年間総収入	平均 505.0 万円 ①0～50 万未満 20.0% ①1,000 万以上 20.0% ③150～200 万未満 10.0% ③200～250 万未満 10.0% ③250～300 万未満 10.0% ③350～400 万未満 10.0%	-
住居形態	①持ち家 36.8% ①民営の賃貸住宅 36.8% ③市営住宅 5.3% ③県営住宅 5.3% ③公営住宅 5.3% ③親族と同居 5.3%	-
名古屋市の施策等 で期待すること	①相談事業の充実 53.8% ②経済的支援の充実 23.1% ③保育施設等の充実 7.7% ③家事や介護支援の充実 7.7% ③住宅対策の充実 7.7%	-